

2 3 児童虐待防止対策の充実について

(厚生労働省)

【内容】

- (1) 児童相談所の児童心理司や市町村の専門職員の配置について、適切な財政措置を講じること。
- (2) 虐待を理由とした施設入所措置に係る児童措置費扶養義務者負担金について、減免制度の創設に向けて検討すること。

(背景)

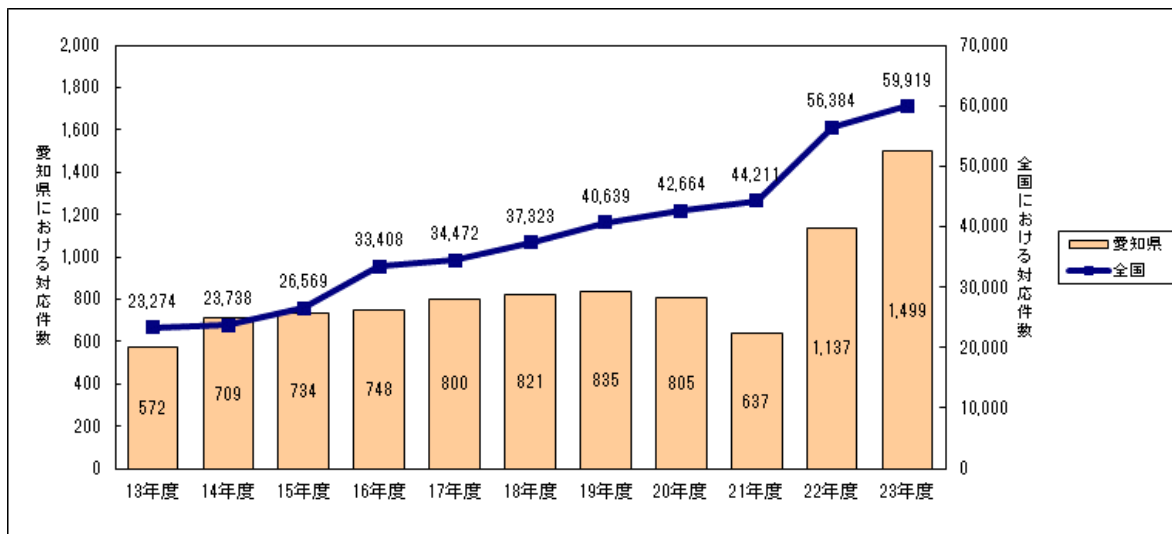
全国の児童相談所における児童虐待相談の対応件数は年々増加しており、複雑で困難な事案も多くなっている。児童相談所は、市町村に対し技術的援助及び助言を行うなど児童虐待の中核的専門機関であり、職員体制・専門機能の充実や関係機関との連携強化の必要があるが、児童福祉司については財政的措置（地方交付税算定基礎）が講じられているのに対し、児童心理司については講じられていない。

市町村においては、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童対策調整機関に一定の要件を満たす者を配置する努力義務が課されているが、相談ニーズに的確に対応するためには、専門職員の確保等、相談体制の充実が必要である。

虐待を否定する保護者から施設入所措置の同意を得ることは困難であるが、さらに児童措置費扶養義務者負担金が妨げとなり、一時保護が長期化する場合も多い。また、同意が得られた場合でも負担金の納入を拒否するケースが多いが、保護者指導への影響を考えると、厳格な納入指導が行えない状態である。虐待を受けた児童の施設入所措置や家族再統合に向けた支援をスムーズに行うため、負担金の減免を検討する必要がある。

(参 考)

愛知県（名古屋市を除く）及び全国における「虐待相談対応件数」の推移



平成 22 年度の全国数値は、福島県を除く。

児童措置費扶養義務者負担金（抜粋）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	
階層区分	定義	徴収金基準額(月額)	
A	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯(単給世帯を含む)	0 円	
B	A 階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200 円	
C 1	A 階層及び D 階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が右の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割のない世帯)	4,500 円
C 2		所得割の額がある世帯	6,600 円
D 1	A 階層及び B 階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が右の区分に該当する世帯	15,000 円以下	9,000 円
D 2		15,001 円から 40,000 円まで	13,500 円
D 3		40,001 円から 70,000 円まで	18,700 円
D 4		(以下略)	